

被災地域境界基本調査工程管理及び検査規程

(平成 28 年 10 月 11 日付け国土籍第 186 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長了)

最終改正：令和 3 年 12 月 24 日国不籍第 553 号

1 目的

被災地域境界基本調査作業規程準則（平成 28 年国土交通省令第 66 号。以下「準則」という。）第 6 条に規定する管理及び検査の実施については、この規程の定めるところによる。

2 定義

この規程において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

ア 実施者

被災地域境界基本調査を実施する者。

イ 認証者

被災地域境界基本調査の成果について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 19 条第 2 項の規定により認証する者。

ウ 作業者

被災地域境界基本調査の各工程の作業（工程管理及び検査を除く。）を実施する者。

エ 工程管理者

作業者に対して、被災地域境界基本調査の各工程の作業をこの規程に定める順序に従って適切に行わせる者。

オ 検査者

被災地域境界基本調査の成果及び中間成果が国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号。）及び準則及びその他の規程等において定める規格に適合しているか否かを調査し、当該規格に適合していることを証明する者。

カ 第三者機関

国土地理院に測量成果の検定機関として登録されている者。

キ 監督者

発注者の命により当該作業を監督する者。

ク 主任技術者

被災地域境界基本調査の作業を受注した者（以下「請負者」という。）において、当該契約の履行に関し、作業全般の管理及び統括、作業現場の運営並びに取締りを行う者。

ケ 実地確認

被災地域境界基本三角測量における点検測量の工程管理として実施する要目の一つをいい、工程管理者が点検測量実施箇所立ち会い並びに点検測量に関する観測諸簿、精度管理表及びその他資料の点検を行うこと。

3 総則

(1) この規程による各工程の検査に合格しない被災地域境界基本調査の成果は、法第 19 条第

- 1項に規定する認証の請求の対象とならないものとする。
- (2) 作業者は、実施した作業の全てについて、その作業内容及び成果に誤りがないかを点検しなければならない。
 - (3) 工程管理者及び検査者は、被災地域境界基本調査に係る法令の趣旨を理解し、被災地域境界基本調査の各個別作業及び作業体系並びに工程管理技術に精通した者でなければならない。
 - (4) 工程管理及び検査の実施に関して必要な基準及び要目等については、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長が別に定めるものとする。
 - (5) 被災地域境界基本調査において作成した成果については、第三者機関による成果検定を受けるものとする。

4 工程管理

- (1) 工程管理は、実施者が行うものとする。
- (2) 工程管理者は、原則として、直営作業にあつては班長、外注作業にあつては監督者とする。
- (3) 工程管理者は、被災地域境界基本調査を適正かつ円滑に実施するために、作業の進捗状況を確認して把握し、工程管理表に従い作業を進行させるとともに、要目一覧表に規定する点検を行うものとする。
工程管理者は主任技術者に作業の進捗状況について適宜報告を行わせるものとする。
- (4) 工程管理者は、必要に応じて、作業体制、作業方式等の変更を適時適切に指示するものとする。請負者に対する指示は原則として主任技術者を通じて行うものとする。

5 検査

- (1) 検査は、検査者が行うものとする。
- (2) 検査者は、認証者とする。
- (3) 検査は、原則として別表1に掲げる工程分類が全て終了した後に行うものとする。
- (4) 検査者は、検査を終えたときは、検査成績表を作成するものとする。

6 抽出の方法

抽出法による検査又は点検は、原則として無作為抽出によるものとする。

7 検査・点検における再調査等

抽出検査又は抽出点検又は実地確認において、合格しないものが検査数又は点検数の10パーセント以上の場合には、直ちに再調査又は再測量を行わせ、合格しないものが検査数又は点検数の10パーセント未満の場合には、合格しないものを修正させた上、当該検査又は点検と同一の抽出率により再検査又は再点検を行うものとする。この場合において、再検査又は再点検に合格しないものがある場合には、直ちに再調査又は再測量を行わせるものとする。

被災地域境界基本調査作業の工程分類

工程分類 番号頭文字	工程分類名称	備 考
HC	被災地域境界基本三角測量	地籍調査における地籍図根三角測量と同様
HF	被災地域境界基本細部点計算	
HH	被災地域境界基本調査図原図及び 被災地域境界基本調査簿案の作成	